

1 特別障害者手当等

(1) 特別障害者手当

◆ 対象者

20歳以上で、身体および精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別な介護を必要とするかた（身体障害者手帳におおむね1～2級程度の障がいが重複しているなど）

※身体障害者手帳等を所持していなくても、同程度の障がいのあるかたは、対象となります。

※施設に入所している場合、病院や診療所などに3か月以上継続して入院している場合、本人又は配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合は対象になりません。

◆ 手当額 月額 27,980円（令和5年4月分以降）

※年4回の支給（支給月：2月、5月、8月、11月）

◆ 必要書類

○申請書

○特別障害者手当用の診断書

○所得状況届

○年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど

○障がい者本人の銀行通帳

○身体障害者手帳又は療育手帳（お持ちのかた）

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

(2) 障害児福祉手当

◆ 対象者

20歳未満（20歳の誕生日の前日の属する月まで）で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とするかた

※身体障害者手帳を所持していなくても、同程度の障がいのあるかたは対象となります。

※施設に入所している場合、本人又は扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合は対象になりません。

◆ 手当額 月額 15,220円（令和5年4月分から）

※年4回の支給（支給月：2月、5月、8月、11月）

◆ 必要書類

○申請書

○障害児福祉手当用の診断書

○所得状況届

○年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど

○障がい児本人の銀行通帳

○身体障害者手帳又は療育手帳（お持ちのかた）

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

2 児童扶養手当

児童扶養手当

◆ 対象者

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていないか、父又は母が重度の障がい（国民年金又は厚生年金法1級相当）で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父か母、父母にかわってその児童を養育しているかたが対象です。

また、児童が政令で定める程度の障がいの状態の場合は、20歳未満まで対象となります。

※申請者が婚姻（事実上の婚姻関係を含む。）している場合や児童が里子又は児童福祉施設等に入所している場合は対象になりません。

※障害基礎年金を受給しているかたは、子の加算部分の月額が児童扶養手当の額よりも低い場合に、差額分の手当を受給できます。そのほかの公的年金等を受給しているかたは、その月額が手当の額よりも低い場合に差額分を受給できます。

◆ 手当額

児童1人のとき……………月額 44,140円（令和5年4月分から）

児童2人のとき……………月額 54,560円（令和5年4月分から）

児童3人以上のとき………3人目以降は1人につき6,250円を加算

※受給資格が認定されると、請求日の属する月の翌月分から手当が支給されます。

※申請者の希望した金融機関の口座に振り込まれます。

年6回の支給（支給月：1月、3月、5月、7月、9月、11月）

※受給資格者や同居している扶養義務者の前年分の所得が限度額を超えている場合は、手当の一部又は全部が支給されません。

◆ 必要書類

○戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）

※申請者と児童が同じ戸籍の場合

・戸籍の全部事項証明書

（取得後1か月以内のもので離婚年月日が確認できるもの）

※申請者と児童が同じ戸籍でない場合

・申請者の戸籍の全部事項証明書（取得後1か月以内のもの）

・児童の戸籍の全部事項証明書（取得後1か月以内のもの）

○年金手帳

○口座番号確認書類 ※公金受取口座を利用する場合は、必要ありません。

- 健康保険証（申請者と児童のもの）
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
 - ※申請者、児童、同居している扶養義務者はすべて必要
- このほか、追加の書類が必要な場合があります。
 - 詳しくはお問合せください。

◆ **お問合せ先**

子ども総務課 TEL 888-5690 FAX 888-5693
e-mail ro-chbs@city.akita.lg.jp

3 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当

◆ **対象者**

身体か知的に中程度以上の障がいのある20歳未満（20歳の誕生日の前日の属する月まで）の子どもを扶養している父や母、又は父母に代わり養育しているかた

※対象児童が身体障害者手帳や療育手帳を所持していなくても、同程度の障がいのあるかたは対象となります。

※対象児童が施設に入所している場合や、受給資格者や同居家族の前年の所得が限度額をこえている場合は対象になりません。

◆ **手当額**

1級（重度障害児）月額 53,700円（令和5年4月分から）

2級（中度障害児）月額 35,760円（令和5年4月分から）

※年3回の支給（4月、8月、11月）

◆ **必要書類**

○世帯全員の戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）取得後1か月以内のもの

○申請書 ○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○特別児童扶養手当用認定診断書 ○身体障害者手帳、療育手帳

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

◆ **お問合せ先**

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

4 障害年金等

病気やけがなどのために障がいがあり、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合、その障がいの程度等により障害年金が支給されます。

(1) 障害基礎年金

◆ 対象者

- ・20歳前に初診日がある病気やけがで障がいの状態になったかた（所得制限があります。）
- ・国民年金の被保険者期間中および、60歳以上65歳未満（年金の繰上げ請求をしていないかた）の間に初診日がある病気やけがで障がいの状態になったかた（一定の保険料の納付期間が必要です。）

◆ 年金額（令和5年度）

1級…年額 993,750円

（昭和31年4月1日以前に生まれた方 990,750円）

2級…年額 795,000円

（昭和31年4月1日以前に生まれた方 792,600円）

（年金の障害等級は、国民年金法施行令での等級となりますので、身体障害者手帳の等級と必ずしも一致はしません。）

◆ 加算額（令和5年度）

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している18歳到達年度の末日までにある子又は障害等級が1級、2級の障がいの状態にある20歳未満の子があるときは、次の表の額が加算されます。

1人目・2人目の子	1人につき年額 228,700円
3人目以降の子	1人につき年額 76,200円

◆ お問い合わせ先

日本年金機構 秋田年金事務所

TEL 865-2392（自動音声にてご案内します。）

FAX 864-3929

ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

国保年金課 TEL 888-5633

FAX 888-5631

e-mail ro-ctnh@city.akita.lg.jp



(2) 障害年金生活者支援給付金

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の障害年金受給者のかたの生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

◆ 支給要件

- ①障害基礎年金の受給者であること。
- ②前年の所得が、472万1千円以下であること。（毎年10月に基準額の見直しがあります。）

※扶養親族等の数に応じて基準額が増額となります。

◆ 支給額（令和5年度）

- 障害等級2級に該当する障害基礎年金の受給権者
月額5,140円（給付基準額）
障害等級1級に該当する障害基礎年金の受給権者
月額6,425円（給付基準額の1.25倍）

◆ お問い合わせ先

日本年金機構 秋田年金事務所
TEL 865-2392（自動音声にてご案内します。）
FAX 864-3929
<https://www.nenkin.go.jp/>



(3) 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのあるかたについて、福祉的措置として創設されました。

◆ 対象者

国民年金に任意加入していなかった次の①又は②のいずれかの期間に、障がいを負った病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金の1級および2級相当の障害の状態にあるかた（障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができるかたは対象になりません。）

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金保険、共済組合等の加入者）の配偶者

◆ 支給額（令和5年度）

1級…月額 53,650円 2級…月額 42,920円

◆ お問い合わせ先

日本年金機構 秋田年金事務所
TEL 865-2392（自動音声にてご案内します。）
FAX 864-3929
ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>



(4) 障害厚生年金

◆ 対象の範囲

- ・厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気やけがによる障がいのあるかた（一定の保険料の納付済期間が必要です。）

◆ 年金額

障がいの程度や被保険者期間などによって決定されます。

◆ お問合せ先

日本年金機構 秋田年金事務所 お客様相談室

TEL 865-2392（自動音声にてご案内します。）

FAX 864-3929

ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>



※共済組合の加入中に初診日のあるかたは障害共済年金になりますので、各共済組合にお問合せください。

5 交通事故による障がい

自動車事故対策機構では、①自動車事故により重度後遺障害者となられたかたへの「介護料の支給」および②自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残ったかたのお子様に対する「生活資金の貸付（無利子）」を行っております。

(1) 重度後遺障害者に介護料を支給

◆ 対象者

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態のかた

※自賠責保険等による後遺障害等級認定は、身体障害者手帳による認定等級とは異なりますので、ご注意ください。

◆ 介護料支給金額の範囲（月額）

- ① 常時の介護が必要なかたのうち、「重度後遺障害診断書」で、症状が「最重度」とであると認められたかた 85,310円～211,530円
- ② ①以外で常時介護が必要なかた 72,990円～166,950円
- ③ 随時の介護が必要なかた 36,500円～83,480円

◆ お問合せ先

独立行政法人自動車事故対策機構（<http://www.nasva.go.jp>）

秋田支所（八橋大畑二丁目12番53号）

TEL 863-5875 FAX 863-5864

仙台主管支所 TEL 022-204-9902



NASVA 交通事故被害者ホットライン

TEL 0570-000738

(土、日、祝日、年末年始を除く) 10:00~12:00

13:00~16:00

- 1 各種相談機関の窓口紹介
- 2 NASVAサービスの案内

(2) 生活資金の貸付

◆ 対象者

自動車事故により死亡、又は重度の後遺障害が残ったかたの中学校卒業までのお子様

◆ 申込者

貸付を希望するお子様の保護者（貸付機関期間は中学校卒業まで）

◆ 貸付額

一時金 155,000円、月額10,000円又は20,000円

小・中学校入学支度金（希望による） 44,000円

◆ 返済期間

原則20年以内

◆ お問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構

秋田支所（八橋大畑二丁目12番53号）

TEL 863-5875

FAX 863-5864

仙台主管支所

TEL 022-204-9902

6 障害者扶養共済制度

障がいのあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一（死亡、重度障害）のことがあったとき、障がいのあるかたに終身一定額の年金を支給する制度です。

加入には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp